

第 3 8 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区立公園」の次に「（以下「公園」という。）」を加え、同条の次に次の 5 条を加える。

（公園の設置基準）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 1 条の 4 に定めるところによる。

（区民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 1 条の 3 区内の都市公園の区民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第 1 条の 4 区が公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（ 1 ） 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。

（ 2 ） 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう

に配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園を設置する場合には、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により

501円
350円
385円
8,352円
1,478円
1万3,050円
572円
31円
34円

601円
297円
462円
7,920円
1,402円
1万2,375円
686円
33円
33円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表足立区公園施設指定管理者選定審査会の項中「足立区公園施設指定管理者選定審査会」を「足立区公園施設指定管理者選定等審査会」に改める。

(提案理由)

区立公園の設置の基準等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。